平成２１年（フ）第８９２号
福岡県中間市通谷３丁目５番１号
債務者　吉田　希穂
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８９５号
北九州市八幡西区中の原２丁目17番11号
債務者　依田　妙子（旧姓原田・久保田）
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９１０号
北九州市若松区高須南３丁目１番１―104号
債務者　森　　幸世
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９１１号
北九州市八幡西区若葉１丁目１番１―405号
債務者　原田恵美子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１０号
福岡県田川郡糸田町2853番地
債務者　大池　健一
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１１２号
福岡県田川市大字伊加利1588番地１
債務者　相良麻衣子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１１３号
福岡県田川市大字伊加利2011番地
債務者　田丸　美香
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１１４号
福岡県田川郡糸田町1068番地１
債務者　河村美智子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第４３号
大分県杵築市山香町大字久木野尾241番地
債務者　岩尾　麻美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
宮崎県西都市大字上三財2870番地ロ
債務者　大町ナミ子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１５号
宮崎市高岡町下倉永1200番地245
債務者　澤田　有里（旧姓衣笠）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３４７号
宮崎市希望ケ丘１丁目３番15号
債務者　川越　康博
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１６０号
宮崎県小林市大字北西方4191番地４、前住所
宮崎県西諸県郡野尻町大字三ケ野山3046番地５
債務者　川野ヨミ子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２０２号
宮崎県延岡市桜ケ丘３丁目7186番地
債務者　佐藤　絹代（旧姓宮脇）
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２０５号
宮崎県延岡市南一ケ岡３丁目16番９―６号
債務者　寺田　由美（旧姓山元）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２１１号
宮崎県東臼杵郡門川町平城東２番１号　町営住宅54棟14号
債務者　堀野　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２１２号
宮崎県日向市大字日知屋16196番地５　市営住宅塩田団地３―５
債務者　大重ミツエ
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２０年（フ）第１７７号
鹿児島県大島郡徳之島町下久志568番地１
債務者　川上　　均
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部